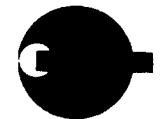


# 奈良県公報



平成十五年一月二十四日

奈良県知事 柿本善也

就任理事の氏名及び住所  
 久保田 ミツ子 桜井市大字赤尾一〇六番地の一八  
 高崎 清信 桜井市大字赤尾三一八番地  
 佃 宗次郎 桜井市大字赤尾一八〇番地  
 東 昭雄 桜井市大字赤尾一一番地  
 東 貢章 桜井市大字赤尾二番地

## 目次

ページ

○ 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	告 示	一
○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	告 示	一
○ 右 同	（公 告）	一
○ 県職員の給与等の公表	（公 告）	二
○ 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	（公安委員会告示）	五
○ 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	（公 告）	五
○ 建設工事に係る競争入札参加資格等に関する公示	（正 誤）	六
○ 開発行為に関する工事の完了	（正 誤）	六
○ 平成十五年一月十七日付け奈良県公報第十四百三十二号正誤表	（正 誤）	一一

## 奈良県告示第四百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、田原本町長から大和都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部下水道課において縦覧に供する。

平成十五年一月二十四日

奈良県知事 柿本善也

## 奈良県告示第四百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、大字陀町長から大和都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付があるので、同条第二項の規定により、奈良県土木部下水道課において縦覧に供する。

平成十五年一月二十四日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第四百九十号  
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、桜井市赤尾土地区画整理組合から次のとおり同組合の理事の氏名及び住所の届出があった。

告 示

平成15年1月24日 金曜日

奈良県公報

公 報

県職員の給与等について、以下記述の如きが記載されたため、その概要を次  
の如く公表します。

平成十五年一月二十四日

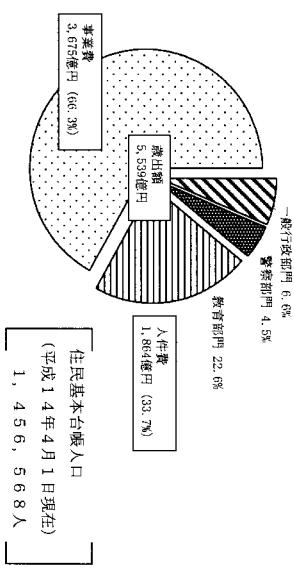
奈良県 岩本 樹也

### 奈良県職員の給与等について

奈良県職員の給与等の実態について、広く県民の皆様に理解していただきため、そのあら  
ましをお知らせします。

本県職員の給与は、人事委員会が毎年4月1日現在で民間事業所の給与実態や物価、生計  
費等を調査し、その結果に基づいて行う報告及び勧告を受け、議会の審議を経て、条例等で  
定めることになっています。

#### 1 人性費の状況（平成13年度普通会計決算）



(注) 人性費とは、一般職・特別職に支給される給与、退職手当、共済負担金及び災害補償  
費等です。

#### 2 職員給与費の状況（平成14年度普通会計当初予算）

職員数(A)		17,834人(19人)			
給料		職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	-人当たり給与費(B/A)
億円	億円	億円	億円	億円	千円
872	169	388	1,429	8,013	61.0%
	11.8%	27.2%	100.0%		

(注) 1 特別職に支給される給与及び報酬は含まれていません。

2 職員手当には、退職手当は含まれていません。

3 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員数であり、外書きです。

## 3 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(平成14年4月1日現在)

(木県職員)		(国の職員)	
377,422円(42.7歳)	一般行政職	332,052円(40.4歳)	
375,650円(41.5歳)	監察職	351,244円(41.9歳)	
423,345円(44.7歳)	小・中教育職	384,729円(40.3歳)	
416,085円(43.7歳)	高校教育職	408,973円(42.2歳)	

(参考) 平成14年4月1日現在の本県のラスバイレス指数は、102.7(全国都道府県平均102.2)となっています。

## 4 職員の初任給及び経験年数別平均給料月額の状況(平成14年4月1日現在)

(単位:円)

職種	経験年数	初任給	採用2年経過	経験年数別平均給料月額		
				10年経過	15年経過	20年経過
一般行政職	大学卒	181,400	195,000	291,300	366,200	465,100
警察職	高校卒	146,500	157,700	227,800	288,300	352,800
小・中教育職	大学卒	202,500	217,900	329,400	380,200	422,400
高校教育職	大学卒	202,500	217,900	346,000	385,200	428,500

## 5 一般行政職の級別職員数の状況(平成14年4月1日現在)

級	標準的な職務区分	職員数(人)	構成比(%)	(参考) 構成比(%)	
				1年前	5年前
11級	部長	12	0.3	0.3	0.3
10級	部次長	24	0.5	0.5	0.6
9級	困難業務の課長	65	1.5	1.4	1.3
8級	本庁課長	505	11.6	11.4	10.6
	大規模出先の長				

(注) 1 一般行政部門、警察部門、教育部門の行政職給料表適用者の級区分による職員数です。  
2 内で、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

## 6 職員手当の状況(平成14年4月1日現在)

手当名	本	県	国		
				扶養手当	配偶者
扶養手当	16,000円			配偶者	16,000円
				配偶者以外の二人目まで	6,000円
				扶養親族でない配偶者が有る場合の一人目	6,500円
				配偶者が無い場合の一人目	11,000円
				その他の扶養親族	3,000円
				特定期割加算額	5,000円
通勤手当				交通機関の利用者	
				通勤定期相当額を支給	本県と同じ。ただし、1/2加算の限度額は5,000円。
				(但し、4,5,000円を超える場合は4,5,000円にその超える額の1/2を加算した額を支給)	
				・交通用具の利用者	
				自動車以外の交通用具の利用者	・交通用具の利用者
				自動車通勤距離により2,500円~10,500円を支給	自動車等交通用具の利用者
				自動車の利用者	通勤距離により2,000円~20,900円を支給
				通勤距離により3,100円~37,500円を支給	

平成15年1月24日 曜日 金

## 報 公 映 収 標

住居手当 ・借家・併用の場合  
27,000円を上限に支給・自宅の場合  
4,300円を支給・借家・併用の場合  
本県と同じ・自宅の場合  
1,000円を支給(新築・購入から5年までは、  
2,500円を支給)

期末手当	（一般職員の場合）		（一般職員の場合）	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
勤勉手当	6月期 1.45月分	0.60月分 (0.70月分)	6月期 1.45月分	0.60月分 (0.30月分)
	1.2月期 1.55月分	0.55月分 (0.90月分)	1.2月期 1.55月分	0.55月分 (0.30月分)
	3月期 0.55月分 (0.30月分)	—	3月期 0.55月分 (0.30月分)	—
	計 55 (1.90月分)	1.15月分 (0.60月分)	木県と同じ 職制上の段階、職務の級等による加算 掛置有り	

注 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

## 7 退職手当の状況（平成14年4月1日現在）

区分	勤続20年	勤続5年	勤続35年	最高支給限度
自己都合	21.0月分	33.75月分	47.5月分	60.0月分
勤続・定年	28.875月分	44.55月分	62.7月分	62.7月分

（国の職員と同じ支給率になっています。）

## 8 特別職の報酬等の状況（平成14年4月1日現在）

区分	給料月額	区分	報酬月額
知事	1,320,000円	議長	1,030,000円
副知事	1,030,000円	副議長	900,000円
出納長	890,000円	議員	830,000円
期末手当の 支給割合	6月期 3月期	1.45月分 0.55月分	1.12月期 計 3.5月分

## 9 定員の状況（平成14年4月1日現在）

(単位：人)

区分	職員数		対前年増減数	平成14年職員数の主な増減理由
	平成13年	平成14年		
一般事務部局	3,618 (0)	3,541 (6)	△ 8 △ 77 (+6)	(減員)・中核市への業務移管 (増員)・平成遷都1300年記念事業 ～の対応 ・電子県庁実現化の推進 ・DV・女性相談体制の充実 ・電子県庁実現化の推進 ・D.V.・女性相談体制の見直し ・周産期医療センターの新設等
県立病院	1,162 (0)	1,147 (1)	△ 11 △ 15 (+1)	(減員)・執行体制の見直し (増員)・周産期医療センターの新設等
県立医科大学	1,291 (0)	1,296 (38)	△ 21 0 0	
奈良県立大学	38	38	0	
水道局	130	128	△ 1	△ 2 (減員)・執行体制の見直し
教育委員会事務局	427	422	△ 7	△ 5 (減員)・執行体制の見直し
その他行政委員会事務局	85 (0)	85 (1)	0 (+1)	
教職員	11,506 (0)	11,372 (12)	△ 133 △ 134 (+12)	(減員)・児童、生徒数の減少 (減員)・執行体制の見直し
警察官以外の職員	365	364	△ 1	△ 1 (減員)・執行体制の見直し
警察官	2,216	2,256	100	40 (増員)・改令定数の増
計	20,838 (0)	20,649 (20)	△ 82 △ 189 (+20)	

(注) 1 職員数は、条例定数によります。

- 2 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員数であり、外書きです。  
(20人のうち普通会計予算分は19人、その他は1人です。)

## 10 定員適正化計画及び進捗状況

(単位：人)

区分	定員削減目標		職員数 (各年4月1日現在)	増減(②-①)
	(H14年度～H16年度)	平成13年①	平成14年②	
知事部局等の職員	△ 150	7,116	7,021	△ 95
教職員	△ 200	11,506	11,372	△ 134
計	△ 350	18,622	18,393	△ 229

「知事部局等の職員」……教職員・警察官を除く全部局の職員

(参考) 奈良市在住の本県職員(一般行政職)の一月当たり給与収入は、次のようになります。  
(年齢43歳の係長級で、家族構成が配偶者・子供二人の職員をモデルにしています。)

給 料	400,000円
扶 養 手 当	28,000円
調整 手 当	12,840円
住 居 手 当	4,300円
超過 勤務 手 当	29,711円
合 計	474,851円

(注) 1 住居手当は、自家の場合の手当額です。

2 超過勤務手当は、10時間の勤務実績があった場合の手当額です。

3 住民税は、前年所得を基礎として算出し、毎月終了から控除しています。

身体障害者福祉法(昭和11年法律第114号)第十七条の四第一項の規定に  
よつて、厚生省が認定事業者を次のとおり認定つもつた。

平成十五年一月二十四日

奈良県知事 柿 本 善 や

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地 称	事業所の名 称	事業所の所在 地	居住支援の 種類	指定年月 日
有限会社樺 原メティカ ルサービス	樺原市葛木町七 三四一	ヘルパース トーシン オカリナ ーンハイツ 端 〇日即	樺原市葛木町 七一〇 グリ 五日	賃借 平成十五 年一月十 五日	

知的障害者福祉法(昭和31年法律第117号)第十五条の五第一項の規定によつて、  
認定障害者支援事業者を次のとおり認定つもつた。

平成十五年一月二十四日

奈良県知事 柿 本 善 や

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地 称	事業所の名 称	事業所の所在 地	居住支援の 種類	指定年月 日
香取市連坂一 三七四一	香取市連坂一 三七四一	障害者ドイ サービスセ ンターすみ れの里	香取市連坂一 三七〇九一	テイサー ス	平成十五 年一月十 五日

平成十五年度及び平成十六年度において奈良県が発注する建設工事に係る競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成十五年一月二十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 業種区分及び調達をする物品等又は特定役務の種類  
建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二条に規定する建設工事をいいます。）の請負
- 二 競争入札の参加資格の審査を受けることができない者  
建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成八年十一月奈良県告示第四百一十七号）第二条第一項各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができません。

なお、同項第六号の審査基準日は、既に通知されている経営事項審査結果通知書の審査基準日で、県内に本店を有する各建設業者にあつては平成十三年十月一日から平成十四年九月三十日までの間のもの（当該期間に複数の経営事項審査結果通知書がある場合は、最新のものの審査基準日）、県外に本店を有する各建設業者にあつては平成十三年八月一日以降で最新のものとします。

### 三 申請の方法

#### 1 申請書の提出方法等

競争入札参加資格審査を申請しようとする者は、知事が定める競争入札参加資格申請書（以下「申請書」といいます。）に次の書類を添付して、四の三の受付場所に提出してください。この場合において、申請者又は申請書の内容について説明できる者が持参して提出することとし、郵送による申請書の提出はできません。

- (一) 県内に本店を有する建設業者
  - (1) 経営事項審査結果通知書（平成十三年十月一日から平成十四年九月三十日までの間に審査基準日を有するもの。ただし、当該期間に審査基準日を有する経営事項審査結果通知書が複数ある場合にあつては、最新のもの。）の写し
  - (2) 県税に滞納がない証明書
  - (3) 消費税及び地方消費税に未納がない証明書
  - (4) 認定書、監理技術者資格者証及び経営事項審査申請書の別紙<sup>2</sup>（技術職員名簿）の表面（受付印のあるもの）の写し（土木一式、建築一式又は舗装の各工

事種別の申請をする者で、国土交通省の特別認定を受けているものに限ります。

)

#### 建設業者カード

その他知事が別に定める書類

- (二) 県外に本店を有し、県内に営業所（建設業法第三条第一項に規定する営業所のうち、本店を除いたものをいいます。以下同じ。）を有する建設業者

- (1) 経営事項審査結果通知書（審査基準日が平成十三年八月一日以降のものうち、最新のもの）の写し
- (2) 建設業許可申請書の別表（受付印のあるもの）の写し
- (3) 県税に滞納がない証明書
- (4) 消費税及び地方消費税に未納がない証明書

#### 委任状

#### 建設業者カード

その他知事が別に定める書類

(三) 県外に本店を有し、県内に営業所を有しない建設業者

- (1) 経営事項審査結果通知書（審査基準日が平成十三年八月一日以降のものうち、最新のもの）の写し

#### 営業所一覧表

#### 申請書の様式

消費税及び地方消費税に未納がない証明書

委任状（支店等に契約権限等を委任する場合に限ります。）

#### 建設業者カード

その他知事が別に定める書類

#### 申請書の様式の配布

#### 配布場所

申請書の様式は、次に掲げる場所において、競争入札の参加資格を得ようとす  
る者に配布します。また、申請に関する問い合わせも同じ場所で受け付けます。

- (1) 県内に本店を有する建設業者

〒六三〇一八二〇三 奈良市南紀寺町二丁目二五

奈良県奈良土木事務所庶務課庶務出納係

電話（代表）〇七四一一一三一八〇一

〒六三九一—一六〇 大和郡山市北郡山町一七四

奈良県郡山土木事務所庶務課庶務出納係

電話(代表)○七四三一五二一一〇一

〒六三五一〇〇六五 大和高田市東中二丁目一一一

奈良県高田土木事務所庶務課庶務出納係

電話(代表)○七四五—五二一六一四四

〒六三三一〇〇六一 桜井市大字上之庄三二七

奈良県桜井土木事務所庶務課庶務出納係

電話(代表)○七四四一四二一九一九一

〒六三三一一一六六 宇陀郡大宇陀町迫間九〇一

奈良県大宇陀土木事務所庶務課庶務出納係

電話(代表)○七四五一八三一〇四三一

〒六三九一三一一 吉野郡吉野町上市三二九四一

奈良県吉野土木事務所庶務課庶務出納係

電話(代表)○七四六三一一四〇五一

〒六三七一〇〇〇四 五條市今井五丁目一一三一

奈良県五條土木事務所庶務課庶務出納係

電話(代表)○七四七一一三一一五

(2) 県外に本店を有する建設業者

〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県土木部監理課建設業係

電話(直通)○七四一一一七一七四八六

## 二 配布期間及び時間

申請書の様式の配布期間及び時間は次のとおりです。また、申請に関する問い合わせも同様とします。

(1) 配布期間

平成十五年一月二十四日(金)から同年二月二十一日(金)まで配布します。  
ただし、日曜日、土曜日及び休日を除きます。

配布時間

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとします。

### 3 申請書等の作成に用いる言語等

(一) 申請書及び添付書類は、日本語で作成してください。

なお、添付書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。

(二) 申請書及び添付書類の金額欄については、その金額が外国貨幣を基礎とするものであるときは、出納官吏事務規程(昭和二十一年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載してください。

## 四 申請書の受付

### 1 受付期間

平成十五年二月十七日(月)から同月二十一日(金)までとします。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約の入札に参加する場合にあっては、この期間に限りませんが、できる限りこの期間に申請してください。

### 2 受付時間

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後四時までとします。

### 3 受付場所

申請書は、次の場所で受け付けます。ただし、(一)の場合は本店所在地管轄の場所に限ります。

#### (一) 県内に本店を有する建設業者

〒六三〇一八二〇三 奈良市南紀寺町二丁目二五一

奈良県奈良土木事務所庶務課庶務出納係

電話(代表)○七四一一一八〇一一

〒六三九一一六〇 大和郡山市北郡山町一七四

奈良県郡山土木事務所庶務課庶務出納係

電話(代表)○七四三一五二一一〇一

〒六三五一〇〇六五 大和高田市東中二丁目一一一

奈良県高田土木事務所庶務課庶務出納係

電話(代表)○七四五一五二一六一四四

〒六三三一〇〇六一 桜井市大字上之庄三二七

奈良県桜井土木事務所庶務課庶務出納係 電話（代表）○七四四一四二一九一九一 〒六三三一一六六 宇陀郡大宇陀町迫間九〇一 奈良県大宇陀土木事務所庶務課庶務出納係 電話（代表）○七四五一八三一〇四三一 〒六三九一三一一吉野郡吉野町上市二二九四一 奈良県吉野土木事務所庶務課庶務出納係 電話（代表）○七四六三一一四〇五一 〒六三七一〇〇〇四 五條市今井五丁目一―三一 奈良県五條土木事務所庶務課庶務出納係 電話（代表）○七四七二一三一一五一 県外に本店を有する建設業者 〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地 奈良県分庁舎第五〇会議室 電話（直通）○七四一一七一七四八六
当該申請者が競争入札参加資格者名簿に登録された日から平成十七年の知事が定める日までとします。

1 競争入札の参加資格の有効期間 この公告による競争入札の参加資格の有効期間は、次のとおりです。ただし、四の1のただし書に規定する申請に係る参加資格の有効期間は、資格を得た日から平成十七年の知事が定める日までとします。 (一) 県内に本店を有する建設業者及び県外に本店を有し、県内に営業所を有する建設業者 当該申請者が競争入札参加資格者名簿に登録された日から平成十六年の知事が定める日までとします。 (二) 県外に本店を有し、県内に営業所を有しない建設業者	2 更新手続 1の有効期間経過後も引き続き競争入札の参加資格を得ようとする者のうち、県内に本店を有する建設業者及び県外に本店を有し、県内に営業所を有する建設業者にあつては平成十六年一月ころ、県外に本店を有し、県内に営業所を有しない建設業者にあつては平成十七年一月ころに行う資格審査の公示に基づき申請書等を提出してください。
5 資格者の決定等 入札参加資格を有する者（以下「資格者」といいます。）を決定したときは、競争入札参加資格者名簿に登録します。	都市計画法（昭和四十三年法律第二百四号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。 平成十五年一月二十四日
6 資格の有効期間及び更新手続き 1 競争入札の参加資格の有効期間 この公告による競争入札の参加資格の有効期間は、次のとおりです。ただし、四の1のただし書に規定する申請に係る参加資格の有効期間は、資格を得た日から平成十七年の知事が定める日までとします。	奈良県知事 柿本善也
5 資格者の決定等 入札参加資格を有する者（以下「資格者」といいます。）を決定したときは、競争入札参加資格者名簿に登録します。	一 許可番号 平成十四年四月三十日第六八一八三号 平成十四年十一月十四日第六八一八三一一号 二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十五年一月十五日第五七七三号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十五年一月十五日第三五三六号 三 開発区域に含まれる地域 五條市田園四丁目五三番地 五 公共施設の種類、位置及び区域 大阪市北区梅田三丁目三番五号 大和ハウス工業株式会社 支配人 大野直竹 道路 五條市田園四丁目五三番地の一部 下水道 五條市田園四丁目五三番地の一部
5 資格者の決定等 入札参加資格を有する者（以下「資格者」といいます。）を決定したときは、競争入札参加資格者名簿に登録します。	一 許可番号 平成十四年四月三十日第六八一八三号 平成十四年十一月十四日第六八一八三一一号 二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十五年一月十五日第五七七三号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十五年一月十五日第三五三六号 三 開発区域に含まれる地域 五條市田園四丁目五三番地 五 公共施設の種類、位置及び区域 大阪市北区梅田三丁目三番五号 大和ハウス工業株式会社 支配人 大野直竹 道路 五條市田園四丁目五三番地の一部 下水道 五條市田園四丁目五三番地の一部

平成十四年十一月十日第七〇一—〇四四号

## 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十五年一月十五日第五七七四号

## 三 開発区域に含まれる地域

橿原市新賀町一四三番地ノ一、一四三番地ノ四の一部、一四五番地ノ一の一部及び

## 一四五番地ノ一の一部

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町一四八番地

森田 恭子

許可番号

平成十四年十月十七日第七〇一七八号

## 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十五年一月十六日第五七七五号

公共施設に関する工事の検査済証

平成十五年一月十六日第三七一三号

## 三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町大字八尾五五七番地ノ一、五五七番地ノ三及び五五八番地ノ一の各

## 一部

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市土橋町一七〇番地ノ五

日進不動産株式会社 代表取締役 竹中将浩

## 五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 磯城郡田原本町大字八尾五五七番地ノ一、五五七番地ノ三及び五五八番地ノ一の各一部

## 二 検査済証番号

下水道 磯城郡田原本町大字八尾五五七番地ノ三及び五五八番地ノ一の各一部

## 一 許可番号

平成十四年七月二十三日第七〇一三一一号

平成十四年九月十三日第七〇一三一一号

## 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十五年一月十六日第五七七五号

公共施設に関する工事の検査済証

平成十五年一月十六日第三七一三号

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市今泉九一一番地

株式会社香芝木材センター 代表取締役 松谷昇治

## 五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市尼寺一丁目三七〇番地ノ一の一部、三七〇番地ノ一〇、三七〇番地ノ

二、三七〇番地ノ二、三七一番地ノ一の一部、三七二番地ノ一の一部、三七三番

地ノ一の一部、三七三番地ノ三の一部及び三七三番地ノ五

下水道 香芝市尼寺一丁目三七〇番地ノ一、三七〇番地ノ二、三七一番地ノ一、

三七二番地ノ一及び三七三番地ノ一の各一部

## 一 許可番号

平成十四年七月二十三日第七〇一三一一号

平成十四年九月十三日第七〇一三一一号

## 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十五年一月十六日第五七七五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十五年一月十六日第三七一三号

## 三 開発区域に含まれる地域

磯城郡川西町大字梅戸八一番地ノ三、八二番地ノ一及び八三番地ノ四

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡川西町大字梅戸八一番地ノ三及び八二番地ノ一の各一部

下水道 磯城郡川西町大字梅戸八一番地ノ三及び八二番地ノ一の各一部

川西町長 上田直朗

## 五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 磯城郡川西町大字梅戸八一番地ノ三及び八二番地ノ一の各一部

公園 磯城郡川西町大字梅戸八一番地ノ三及び八二番地ノ一の各一部

下水道 磯城郡川西町大字梅戸八一番地ノ一の各一部

平成15年1月24日 金曜日

緑地 磯城郡川西町大字梅戸八一番地ノ一の一部  
水路 磯城郡川西町大字梅戸八一番地ノ三、八二番地ノ一及び八三番地ノ四の各一部

## 一 許可番号

平成十四年九月十八日第七〇一五一号

平成十四年十一月六日第七〇一五一一号

## 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十五年一月十六日第五七七八号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十五年一月十六日第三七二六号

## 三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字上之庄三一四番地ノ一、三一五番地、三一六番地・三一九番地合併及び

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市昭和区名山町一丁目七四番地

株式会社三洋堂書店 代表取締役 加藤和裕

## 五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字上之庄三一四番地ノ一の一部

## 教育委員会規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第一項に規定する手続に関する規則をここに公布する。

平成十五年一月二十四日

奈良県教育委員会委員長 木村 實

奈良県教育委員会規則第四号  
(趣旨)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第一項に規定する手続に関する規則

に関する規則

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第  
二百六十一号)第四十九条の二に基づき、不服申立てを行うことができる。

百六十二号。以下「法」という。)第四十七条の二第一項の規定に基づき、市町村の県費負担教職員(同条第一項に規定する県費負担教職員をいう。以下「教職員」といふ。)が同条第一項各号に該当するかどうかを判断するための手続に関し必要な事項を定めるものとする。

## (事実の確認の方法)

第一条 奈良県教育委員会(以下「委員会」という。)は、教職員が法第四十七条の一第一項各号に該当するかどうかを判断するに当たっては、次に掲げる事項を記載した書面により事実の確認を行うものとする。

- 一 当該教職員の勤務状況及び児童又は生徒に対する指導の状況
- 二 校長又は市町村の教育委員会が行つた当該教職員に対する指導の経過や意見聴取の内容
- 三 当該教職員に対する研修等の実施状況及びその結果
- 四 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める事項

2 委員会は、必要があると認めるときは、当該教職員が所属する学校の校長又は市町村の教育委員会その他委員会が必要と認める者から事情聴取を行うことができる。

3 委員会は、事実の確認に当たつて、当該教職員に対して意見を述べる機会を与えるなければならない。

## (判断に関する手続)

第二条 委員会は、前条の規定により事実の確認を行つた後、専門的知識を有する者等から当該教職員が法第四十七条の二第一項各号に該当するかどうかについての意見を聞くものとする。

2 委員会は、当該教職員が法第四十七条の二第一項各号に該当することに至つた原因が、精神疾患等の疾病に起因する可能性がある場合には、精神科医等の医師の意見を聞くものとする。

## (プライバシーの保護)

第四条 法第四十七条の二第一項の措置及びこの規則に規定する手続を行つに当たつては、当該教職員のプライバシーの保護に十分配慮するものとする。

## (不服申立て)

第五条 法第四十七条の二第一項の措置については、地方公務員法(昭和二十五年法律第  
二百六十一号)第四十九条の二に基づき、不服申立てを行うことができる。

奈良県公安委員会告示第8号  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請された別表に掲げる遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に

(公印)

第六條　この規則は、この規則のせん、必要的な事項せ、奈良県教育委員会が定め

せる。

附 告

この規則せ、平成十五年四月一日起て施行する。

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を以て公布する。  
平成十五年一月三十日

奈良県教育委員会教頭 水 村 實

奈良県教育委員会規則第五章

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月三十日奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のものに改めると

別表第一中	回 御所高等学校	金五百元	新規
-------	-------------	------	----

」

同  
青翔高等学校

金五百元

理数

上記め。

附 告

この規則せ、平成十六年四月一日起て施行する。

〔 公 告 案 〕

関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成15年1月24日

奈良県公安委員会  
委員長 畠 中俊尚

別

検定通知 年月日	検定番号 及び型式 試験番号	遊戯機の種類及び遊戯機の区分	型式名	検定申請者の氏名又は 名称及び製造業者名	申請者の所在地
H15.1.14 200786 20078600	ばちっこ遊技機第1種特別電 動役物規則第6条第1号イ	C.R.マリンワードM C.R.マリンワードR	株式会社藤商事 株式会社三洋物産	大豊町中央区内本町 名古屋市千種区今池 三丁目9番21号	申 請 者 の 所 在 地
" 200795 20079500	" "	" "	" "	" "	" "
" 200805 20080500	" "	C.R.おいっ兔大 部E	" "	" "	" "
" 200885 20088500	" "	C.R.おいっ兔大 部Z	" "	" "	" "
" 200892 20089200	" "	C.R.メリーハー 花月F.X	株式会社三共 六丁目460番地	群馬県桐生市焼野町 六丁目460番地	群馬県桐生市焼野町 六丁目460番地
" 200791 20079100	" "	C.R.メリーハー 花月F.X	株式会社三共 六丁目460番地	群馬県桐生市焼野町 六丁目460番地	群馬県桐生市焼野町 六丁目460番地
" 200830 20083000	" "	C.R.メリーハー 花月F.X	株式会社三共 六丁目460番地	群馬県桐生市焼野町 六丁目460番地	群馬県桐生市焼野町 六丁目460番地
" 200844 20084400	" "	C.R.メリーハー 花月F.X	株式会社三共 六丁目460番地	群馬県桐生市焼野町 六丁目460番地	群馬県桐生市焼野町 六丁目460番地
" 200853 20085300	" "	C.R.メリーハー 花月F.X	株式会社三共 六丁目460番地	群馬県桐生市焼野町 六丁目460番地	群馬県桐生市焼野町 六丁目460番地
" 200827 20082700	" "	C.R.メリーハー 花月F.X	株式会社三共 六丁目460番地	群馬県桐生市焼野町 六丁目460番地	群馬県桐生市焼野町 六丁目460番地
" 200851 20085100	" "	C.R.メリーハー 花月F.X	株式会社三共 六丁目460番地	群馬県桐生市焼野町 六丁目460番地	群馬県桐生市焼野町 六丁目460番地
" 200895 20089500	" "	C.R.メリーハー 花月F.X	株式会社三共 六丁目460番地	群馬県桐生市焼野町 六丁目460番地	群馬県桐生市焼野町 六丁目460番地
" 200884 20088400	" "	C.R.メリーハー 花月F.X	株式会社三共 六丁目460番地	群馬県桐生市焼野町 六丁目460番地	群馬県桐生市焼野町 六丁目460番地
" 200853 20085300	" "	C.R.恐竜大陸G R	株式会社ソフィア 七丁目201番地	群馬県桐生市焼野町 七丁目201番地	群馬県桐生市焼野町 七丁目201番地
" 200874 20087400	" "	C.R.恐竜大陸G	" "	" "	" "
" 200887 20088700	" "	C.R.恐竜大陸G S	" "	" "	" "
" 200889 20088900	" "	C.R.恐竜大陸V	" "	" "	" "
" 200869 20086900	" "	C.R.・バットマ ンY.J	株式会社平和 二丁目301番地 の8	群馬県桐生市広沢町 二丁目301番地 の8	群馬県桐生市広沢町 二丁目301番地 の8
" 200875 20087500	" "	C.R.・バットマ ンX	" "	" "	" "
" 200891 20089100	" "	C.R.・バットマ ンY.S	" "	" "	" "
" 200876 20087600	" "	C.R.クロコダイ ルインティ-M	株式会社ニューギン 町三丁目56番地	名古屋市中村区烏森 町三丁目56番地	申 請 者 の 所 在 地

平成十五年一月十七日付け奈良県公報第千四百三十一号正誤表

十一	シベ ー
上	段
八	行
重要水坊区域	誤
重要水防区域	正

發行 奈良県立印刷株式会社 春日  
奈良市三条栄町九一八  
電話 ○七四二一三五七三三(代)  
奈良市登大路町三〇  
電話 ○七四二一三三一〇(代)

本誌は再生紙を使用しています。

**【定価】** 一か月 九百円 一部売り 一枚につき十二円（共に送料、消費税別）